

厚生委員会記録

1 日 時

令和3年6月23日（水曜日）

開 会	午前10時12分
休 憩	午前10時22分
再 開	午前10時49分
休 憩	午後 0時06分
再 開	午後 1時23分
休 憩	午後 2時16分
再 開	午後 2時50分
閉 会	午後 3時11分

2 場 所

第2委員会室

3 出席委員

10人

委員長	成 田 光 雄
副委員長	松 井 桂 将
委 員	金 岡 貴 裕
//	藤 田 克 樹
//	吉 田 修
//	久 保 大 憲
//	江 西 照 康
//	東 篤
//	橋 本 雅 雄
//	柞 山 数 男

4 欠席委員

0人

5 説明のため出席した者

【病院事業局】

病院事業管理者	石田 陽一
富山市民病院長	藤村 隆
富山まちなか病院長	樋上 義伸
管理部長	砂田 友和
管理部次長	藤沢 晃
経営管理課長	中田 祐一
契約出納課長	山本 忠夫
医事課長	岡地 睦美
総務医事課長	野村 学
経営管理課主幹（調整担当）	開澤 聡

【福祉保健部】

部長	田中 伸浩
理事（部次長）	高畠 利明
部次長（医療介護連携・総合ケア・高齢者福祉・データヘルス改革推進担当）	加藤 浩子
保健所長	瀧波 賢治
参事（保健所次長）	堀田 英樹
参事（保健所次長（技術担当））	宮崎 英明
福祉政策課長	光岡 伸一
生活支援課長	東 覚
指導監査課長	耕作 優
障害福祉課長	西田 清和
長寿福祉課長	土地 満
介護保険課長	片山 正和
保険年金課長	長森 貴弘
大沢野行政サービスセンター地域福祉課長	原 雅博
大山行政サービスセンター地域福祉課長	滝川 智士
八尾行政サービスセンター地域福祉課長	高杉 稔
婦中行政サービスセンター地域福祉課長	廣瀬 康之
保健所地域健康課長	卜蔵 雄治
保健所保健予防課長	丸本 昌
保健所生活衛生課長	鈴木 富勝
まちなか総合ケアセンター所長	山田 弘美
看護専門学校事務長	中田 祐一
福祉政策課主幹（調整担当）	谷澤 隆

【こども家庭部】

部長	大沢 一貴
部次長	古川 安代
こども支援課長	沢井 誠
こども保育課長	竹内 孝
こども福祉課長	本郷 由佳
こども健康課長	酒井 敦子
大沢野行政サービスセンター地域福祉課長	原 雅博
大山行政サービスセンター地域福祉課長	滝川 智士
八尾行政サービスセンター地域福祉課長	高杉 稔
婦中行政サービスセンター地域福祉課長	廣瀬 康之
まちなか総合ケアセンター所長	山田 弘美
子育て支援センター所長	石山 美樹子
こども支援課主幹（放課後児童健全育成事業・調整担当）	温井 信之

【市民生活部】

部長	岡地 聡
部次長	越野 伸二
部次長（生活安全交通・防災危機管理担当）	渡辺 正信
大沢野行政サービスセンター所長	池口 昌博
大山行政サービスセンター所長	荒井 敦志
八尾行政サービスセンター所長	桐溪 修一
婦中行政サービスセンター所長	毛呂 知昭
参事（市民課長）	川越 直樹
参事（消費生活センター所長）	横山 浩二
参事（細入中核型地区センター所長）	圓山 尚英
市民生活相談課長	森川 知俊
生活安全交通課長	小善 誠
男女参画・市民協働課長	高田 まどか
スポーツ健康課長	秋 俊浩
山田中核型地区センター所長	竹内 宗健
市民生活相談課主幹（調整担当）	栗山 朋子

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課調査係長	金井 沙織
議事調査課主査	中村 千里
議事調査課主事	木戸 雅人

7 会議の概要

委員長 これより、令和3年6月定例会の厚生委員会
 を開会いたします。
 審査に先立ち、委員会記録の署名委員に金岡
 委員、藤田委員を指名いたします。
 これより、病院事業局所管分の議案の審査を
 行います。
 議案第152号 富山市病院事業の設置等に
 関する条例の一部を改正する条例制定の件
 を議題といたします。
 これより、当局の説明を求めます。

経営管理課長 〔議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑
 を終結いたします。
 これより、議案第152号の討論に入ります。
 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第152号を採決いたします。
本案件は、原案のとおり決することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって、本案件は原案可決されました。
以上で、病院事業局所管分の議案の審査を終
了いたします。
次に、報告案件として提出されている
報告第15号 専決処分報告の件（損害賠償
の額を定める件）
を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

経営管理課長 〔議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結
いたします。

なお、ただいまの報告案件につきましては議決不要のものです。

次に、病院事業局所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

吉田委員

先日16日の一般質問で新規入院患者のPCR検査について取り上げたのですが、質問の前に富山市民病院に電話をいたしました。その際に富山市民病院では新規入院患者のPCR検査についてどう判断されているのかということをお聞きしたのですが、改めて、この場でお聞きしたいと思います。

管理部長

吉田委員が一般質問で御質問され、福祉保健部長が市としての見解を答弁で述べたわけですし、その答弁の中に集約されています。富山市民病院としましても、当然医療の専門機関ではございますし、また、公立ということで、市の保健所を中心とした新型コロナウイルス感染症対策をやっているものですから、基本的には答弁に掲げられている対応というふうに考えております。

病院事業管理者

少し医学的に補足をさせていただきたいと思っております。

例えば手術をされる方、あるいはそれに準じ

るような検査をされる方につきましては、事前にPCR検査を実施しております。特に全身麻酔の手術の場合はエアロゾルが発生する可能性が非常に高いものですから、感染していないかどうかをきちんと把握しています。ただ、このPCR検査で陽性であるか陰性であるかということは、PCR検査の感度だけを見ましても7割程度ということで、3割程度はスルーしてしまいます。したがって、PCR検査を実施したから100%安全ということではないと、これは福祉保健部長の答弁と同じ判断になっております。

その上でどうしているのかということ、我々としては、全ての患者さんが感染しているのではないかということを前提におきまして、入院された後に、院内感染を広げないような対策をしっかりとすることにしております。

ちなみに、PCR検査を行政検査として行った場合の陽性率は4%程度なのですね。これは、ある程度何らかの疑いがある方に対して行っても4%程度ということですので。要するに、市中に4%程度しか陽性者がいないということになります。月に800人から900人程度入院される患者さん全員に、症状が全くない方にPCR検査をするのは、これはさすがに効率が悪いという面がありますので、医学

的に判断しても、全ての患者さんに一律にPCR検査を実施するということはしていないところであります。

吉田委員

昨日、石川県で初めてデルタ株が発見されました。そういう点では、6割、7割がワクチンを接種するという、いわゆる集団免疫ができるまではいろいろな対策をやっていっておっしゃいましたが、考えられる最善のことは全部やる必要があると私は思っております。市内のある一定規模の民間病院に電話で聞きましたが、基本的に全入院患者に対してPCR検査を行っている。もちろん富山市民病院のような大きな病院ではないですが、やっていると言っていましたし、市外のある民間病院でも、独自にルールを決めてやっているということで、これはもうしばらく一半年ぐらひは、引き続き感染状況を見ながら検討すべきテーマの1つではないかということをおし添えたいと思います。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。
以上で、厚生委員会病院事業局所管分を終了いたします。

午前 10 時 22 分 休憩

~~~~~

午前 10 時 49 分 再開

委員長 厚生委員会福祉保健部所管分の議案の審査を行います。

議案第 141 号 富山市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第 142 号 富山市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第 143 号 富山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第 144 号 富山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第 145 号 富山市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第 146 号 富山市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第 147 号 富山市障害者支援施設の設

備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第148号 富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件、  
以上8件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

生活支援課長 〔議案第141号について、  
議案説明資料により説明〕

障害福祉課長 〔議案第142号について、  
議案第143号について、  
議案第144号について、  
議案第145号について、  
議案第146号について、  
議案第147号について、  
議案第148号について、  
議案概要書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑

を終結いたします。

これより、議案第141号から議案第148号まで、以上8件を一括して討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第141号から議案第148号まで、以上8件を一括して採決いたします。各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案可決されました。

以上で、福祉保健部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、報告案件として提出されている

報告第29号 経営状況報告の件（公益社団法人富山市シルバー人材センター）、

報告第30号 経営状況報告の件（一般財団法人富山市大沢野健康文化推進財団）、

以上2件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

長寿福祉課長 〔報告第29号について、  
議案書により説明〕

大沢野地域福祉課長 〔報告第30号について、  
議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

吉田委員 シルバー人材センターの会員の年齢構成と推移を教えてくださいませんか。

長寿福祉課長 年齢別の推移までは手元に資料がありません。令和2年度の年齢別構成につきましては、令和2年3月末で会員数は1,745人おりました。60歳から64歳が67人で3.8%、65歳から69歳が237人で13.6%、70歳から74歳が687人で39.4%、75歳から79歳が528人で30.3%、80歳以上が226人で12.9%になっております。

年齢別は分かりませんが、会員数の推移につきましては、過去5年ですと、平成28年度が1,961人、平成29年度が1,871人、平成30年度が1,813人、令和元年度が1,792人、令和2年度は、先ほ

ど申しましたとおり1,745人で、減少傾向でございます。

東委員 シルバー人材センターの関係で、貸借対照表の流動資産のところに未収金5,590万円余りとあるのですが、この未収金の内容について説明をお願いします。

長寿福祉課長 この5,592万円の主なものにつきましては、各事業所からの請負で受託した収入のうち、年度をまたぐものですから、まだ入っていない未収金、これが主なものになっております。

東委員 年度をまたいでほぼ100%入ってくるというふうに見込んでよろしいということでしょうか。

長寿福祉課長 民間事業所も個人も含めて、取り損ねがあるということは基本的にはないので、入ってくることになっております。

東委員 ぜひともその取り損ねがないようにまた努力していただきたいと思います。  
次に、昨年度に、事業受注件数や就業延べ人員など、明らかに新型コロナウイルス感染症

の影響で減ったというようなもので主なものがあれば、説明をお願いします。

長寿福祉課長 先ほど申し上げましたとおり、やっぱり新型コロナウイルス感染症が原因で各民間事業所等も自粛していた部分等がございますので、そういった分でどうしても受託収入が減っているという形になっております。

東委員 受託する仕事の内容はどのようなものなのでしょうか。

長寿福祉課長 例えば公共関係の仕事ですと、保育所における見守りや、一番典型的なのは草刈りや樹木の剪定です。御説明で申し上げたとおり、最近やっぱりホワイトカラーの方が65歳になってきて数が多いので、なかなか受け手がおらず、伸び悩んでいる部分がございます。あとは、入院の際に病院等でナースステーションまで荷物を運ぶ仕事ですとか、民間で最近多いのは、スーパーとか、例えばショッピングセンターなどでカートを動かしているお年寄りがいると思うのですが、ああいった仕事もシルバー人材センターの請負で行っている部分がございます。あと最近多いのは、空き家の見守りなどもご

ざいます。

東委員           それらの事業をやっているということで、減ったのは草刈りや見守り一見守りも減っているのですか。私が聞きたかったのは、新型コロナウイルス感染症の影響で減っている作業の内容なのです。

長寿福祉課長   業種別の数字を持ち合わせていないので、また後ほどお答えいたします。

東委員           では、後ほどよろしくお願いします。

委員長           ほかにはないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。

次に、

食中毒の発生に伴う営業禁止の措置について当局の報告を求めます。

生活衛生課長   〔委員会資料により説明〕

委員長           ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

柞山委員 大変な人数の方々が発症しており、報道にもありましたが、過去にこういった大規模な事案はなかったということで、全国的にも大変なショックを与えたというふうに思っております。

今、経過について御説明いただいたわけですが、やはり皆さんが一番聞きたいのは、原因は何であったのかということだろうと思っています。

この原因の究明について、今どういう状況にあるのかお伺いします。

生活衛生課長 今御説明もさせていただきましたが、まずは3日分の牛乳の検査、また、症状がありました方の便の検査、そして、その牛乳—今回は菌及び菌から発生する毒素を疑っておりますので、その毒素の検査について国立医薬品食品衛生研究所—これは川崎市にあります—そちらのほうに検査の協力を依頼して、分析を行っている最中でございます。

柞山委員 その毒素というのは高熱で処理しても、処理しきれないということで、その毒素が原因ということだろうと思います。

国立医薬品食品衛生研究所の検査の結果については、いつ頃判明する予定と考えておられ



ますか。

生活衛生課長 現在のところ、国立医薬品食品衛生研究所とのやり取りをしている中では、毒素の分析というのがかなり難しい作業になっておりまして、確定まではまだ時間がかかるということでございます。

柞山委員 概ねどれぐらいかかるのですか。

生活衛生課長 いつまでということはなかなか明言できないところでございます。

柞山委員 マスコミ報道によりますと、この業者は過去にも注意をされたり、衛生管理的に指導されたりしていたという報道もありましたが、今回、市として、保健所として、どこが一番問題であったとっておられるのか、少し説明願えますか。

生活衛生課長 こちらのほうで食中毒発生の連絡を受けまして、立入調査をした際には、入り口のタンク—これは原乳を受け入れるタンクでございますが、そちらからごみを取り除く設備の間—タンクの出口からそこまでの配管なのですが—そちらのほうに若干の異物といえますか、

物が残っていたことを確認しております。  
ですので、そちらを回収して、分析している  
ところですが、こちらとして、一番の原因と  
して見ているところはその部分でございます。

柞山委員 その間に、異物があつたということでありま  
すが、通常はどういった管理をしなくてはい  
けないのか分かりますか。

生活衛生課長 通常ですが、法律や、そういった業界が出し  
ているマニュアル等に示されているのは、清  
潔であること、もしくは、基本的には、C I  
P 洗浄といひまして、アルカリ性の物質や酸  
性の物質での洗浄を推奨するということは書  
いてあります。しかし、それを守っていない  
から違法というわけではございません。

柞山委員 現地調査をされて、今回の事案については、  
その洗浄方法がなされていたと判断していま  
すか。

生活衛生課長 先ほど御説明したように、異物が見られたと  
いうことですので、完璧な洗浄ではないとい  
うふうには見ております。

柞山委員 その洗浄というのは、毎日するのか、定期的

にするのか、あるいは、使用したら必ず最後にはするのか、どういう管理をしなくてはいけないのでしょうか。

生活衛生課長 今回の業者につきましては、基本的には、朝に原乳を受け入れ、午前中に製品を作り、その後、冷蔵庫で保管するというサイクルを繰り返しております。基本的には、その作業が終わった後は配管を洗浄する作業が必要であるとは思いますが、ヒアリングでは、毎日洗浄はしていたと聞いています。

柞山委員 異物が残っていたことは、経営者は分かっておられるのですか。

生活衛生課長 ヒアリングの際には、洗浄はしているということでありましたが、異物が残っているという認識はあまり持っていなかったような感じが見受けられました。

柞山委員 保健所として現地で調査をされたときに経営者も立会いをされたと思いますが、その異物を経営者は確認していますか。

生活衛生課長 現地で経営者の方の同意をいただきまして、タンク部分の配管を分解させていただいてお

りますので、現地で経営者の方も確認をしております。

柞山委員 あくまでも報道の範疇ですが、しっかり管理をしていたと、でも、その原因が分かれば改修しますというスタンスでした。その経営者の方から、積極的に改修しようという意欲は感じられましたか。

生活衛生課長 私も、この事件を受けまして、経営者の方と話をさせていただきました。その中では、今後どういうことをしていくのかということで、今まで取り入れていなかった洗浄方法につきましては、すぐ取り入れたいということをおっしゃっておられました。

柞山委員 今回この事案を受けて、他の業者にも立入調査をされて、指導を徹底されたのだと思いますが、これまでこういう立入調査なり、指導ということは定期的にやっておられたのでしょうか。

生活衛生課長 今回の乳処理施設や大規模なお弁当屋などといった、多くの方に口にさせていただくような物を製造している大規模な会社については、年に2回の立入調査を行っております。

柞山委員 年2回で足りるのでしょうか。

生活衛生課長 市内にはこういった業者が約8,000社ございます。

それ以外にも、例えば小さいところと言いますと、スナックやコンビニこちらのほうは許可ごととなり立入検査は6年に1回なのですが、それ以外にも小さなお寿司屋さんやラーメン屋さんなどにも、年に1回の立入調査をしておりますので、現行の検査方法としては適切ではあったと考えております。

しかし、今回の報道を受けまして、こちらとしてもやはり多くの方が口にするような食品を製造している業者には、もう少し検査回数を増やすなり、検査内容を充実させる必要があると思っております。

柞山委員 現在、国の検査機関のほうで原因について調査中ということであり、この業者については営業禁止という措置がなされていますけれども、いずれ解除されたり、指導して再開ということになっていくのかなと思います。その際、原因がはっきり確定した、あるいは施設が改善されたということを確認して再開していくのか一保健所の立ち位置、指導というのはどういうことになるのでしょうか。

生活衛生課長 保健所としましては、今回の業者ともまた話をさせていただきまして、例えば先ほど申し上げましたように、配管部分の洗浄方法等の改善の確認や、それ以外にも、これまで立入調査をしたほかの業者さんから提供していただいた情報を基に、製品の製造過程での改善の確認を行い、その後、試運転をしていただいて、その牛乳についての検査分析を行い、安全だということが確認できれば、営業禁止を解除するという方向で考えております。

柞山委員 多くの市民の方が食中毒を発症して、また、いろいろな方々の臆測も飛んでいるような大変大きな事案であります。営業を再開するというのであれば、やっぱり徹底した原因究明や施設改善、あるいは経営者にしっかり誓約書を書いてもらうなりしながら、市民が納得いくような形で再開を目指すべきだというふうに思いますが、どうでしょうか。

生活衛生課長 今ほど柞山委員が言われたとおりであると思いますので、こちらとしてもしっかり確認をした上での営業再開ということを考えていきたいと考えております。

久保委員            まず確認なのですが、今回の食中毒と牛乳との因果関係が判明したのはいつですか。

生活衛生課長        今回は6月17日にそういった症状があるという情報を受けまして、各学校から症状のある方の情報、また、それ以外の施設からの情報を基に、因果関係があると確定したのは6月19日でございます。

久保委員            そうなると、多分報道のほうが先に牛乳との因果関係について報道されていたと思います。その報道の中には、保健所職員、関係者という表現があったか一ちょっと詳細な表現は分かりませんが、そういったところから情報があったと確認しております。

                          これは部長にお伺いしたいのですが、組織として断定していない情報があたかも組織から出てきたかのように言われるのは、これはもう内部統制の面で大変な問題だと思います。万が一、原因が牛乳でなかった場合に保健所の責任まで問われるような案件になってきます。断定できないものを市当局の関係者が口にしてはいけないということをしっかりと職員に周知徹底すべきだと思いますが、部長の見解をお伺いします。

福祉保健部長 今ほど久保委員がおっしゃったとおりだと私も思っております。

今回誰が言ったのかどうかというところまでは追及していませんけれども、ただ、報道機関などに対し、市としての正式発表をする者についてはこの人とこの人というふうにきちんと決めておいて、それ以外の者については「それは担当に聞いてください」という形で、問合せがあったからといってすぐ答えるようなことがないように一今おっしゃるとおりで、万が一、そう思うなどということをお個人的な思いで発表してしまうと、それが市の見解として伝わり、誤解を招くこととなります。

その辺りを徹底するように、マスコミ対応も含めた今後の対応や、公表することについてはきちんとした系統でやるようにということは保健所に指示しております。

久保委員 決して情報を提供することを遅らせようという話ではなくて、今回は組織として迅速な対応を取っていただいていると思っています。

ただ、一職員や関係者の見識不足によって、市民が混乱しないようにしていただきたいと。加えて確認なのですが、先ほど大腸菌群の検出がされたというようなお話がありました。

過去の立入りで当該業者の牛乳から大腸菌群



が発生したかどうかは検査されているのですか。

生活衛生課長 現在は、2か月に1回、その製品を持ち帰りまして、検査を行っております。その中では、そういった大腸菌群が出たということはありません。

久保委員 そうすると、今、私も報道での知識しかないのでありますが、菌は加熱殺菌をされて、毒素だけが残っていたのではないかというような話ですけれども、加熱殺菌の後、大腸菌群が検出されているわけですよ。大腸菌群は加熱殺菌をしても残るものなのですか。

生活衛生課長 可能性はいろいろありまして、もともとの菌数が多く、加熱しても擦り抜けてしまったという可能性と、加熱殺菌した後に混入した可能性があると思っております。

久保委員 加熱殺菌した後に混入した可能性がまだ残っているのだとしたら、今回の食中毒に関しても、まだほかに可能性というものがあるわけです。先ほどの異物混入—異物が残っていたのではないかという工程の後に加熱の工程があるわ

けですよね。

ここに関しては、今の大腸菌群自体が今回の食中毒に関係なかったとはいえ、これが混入する過程、どこかに抜け道があったということをしつかりと踏まえて、さらに検証していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

生活衛生課長 久保委員のおっしゃるとおりで、やはり入ってはいけないものが入っていたという事実がございますので、こちらとしても、どういうところで混入したのか、きっちりと製造工程を確認して、その上で、営業禁止の処分を解くという形にしたいと考えております。

久保委員 最後に、やはりしっかりとした衛生管理の下で乳業をやられている方もいらっしゃるわけです。今後の情報の在り方や出し方、これが牛乳を生産されている方、もしくはそれで営業されている方に影響が及ばないように、しっかりとした情報開示と適切な対応を重ねていっていただきたいと思います。  
これは要望です。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。  
次に、福祉保健部所管分で、議案及びただい

まの報告以外に何か質問はありませんか。

吉田委員

介護施設あるいは障害者施設の在宅系サービスの事業者への新型コロナウイルスワクチン接種の通知については、実は6月定例会が始まるもうずっと前にされていますよね。

それで、幾つかお聞きしたいのですが、接種券が一接種者リストは6月15日に締切りと。そして、通知によると、接種券の発送は7月下旬だと。そうになると、いろいろと忙しいのは分かりますが、ちょっとあまりにも遅過ぎるのではないかなと。そして、実際のワクチン接種は8月になりますよね。そのスケジュール感なのかという確認が1つ目。

また、6月3日付の厚生労働省の通知文によると、接種券と一緒に介護職であるという証明書を接種会場に持って行くと。幾つかの介護事業所に聞くと、それは聞いてないという話がありました。その点が2つ目。

3つ目は、これは多分ないのだろうと思いますが、ネットの情報です。6月3日付の厚生労働省の通知の中に、事業者に対して、感染者や濃厚接触者も避けずに必要なサービスを提供するという意思表示を求めるという項目が一これは、この通知には載っていませんが、それはどうなのかと。

この3つについてちょっとお聞きしたいと思います。

地域健康課長 まず、基礎疾患のある方……

吉田委員 そうではなくて、介護施設や通所系、訪問系事業所の従事者に対するワクチンの優先接種についてです。

地域健康課長 介護施設ですとか高齢者施設、あと、障害者施設の従事者につきましては、昨日から順に、準備ができた段階で随時接種券を送付することとしております。

吉田委員 7月末ではなくてですね。

地域健康課長 はい。

それから、接種券が届かない場合の対応でございますけれども、まず富山市の事業所に他市町村の方が従事している場合がございます。そういった方につきましては、まず他市町村の接種券の発送時期を確認していただきまして、その発送時期が富山市の発送よりも早い場合には、それが届くのを待つということになりまして、もしも富山市よりも発送が遅い場合は、該当市町村のほうに早く発送しても

らうように依頼をさせていただいている状況でございます。

それから、逆に、他市町村に富山市の人が従事している場合には、該当市町村なり、障害者施設などから富山市のほうに接種券の発送依頼がありましたら、随時発送し、対応しているところであります。

すみません、2点目は……。

吉田委員 介護事業所の勤務証明書を持参するということについてです。

地域健康課長 勤務証明書は、特に求めていないところであります。

吉田委員 富山市の場合はそうなのですか。滑川市の場合はそういう話があります。

もう一つですが、先ほど最後に言った、濃厚接触者や感染者にもサービスを継続するという事業所の意思表示を求めるという話は厚生労働省の一これはネット情報ですからあれですが、それはないのですね。そういうことは求めないのですね。何か聞いていませんか。

地域健康課長 そのことに関しましては、そういった対応はしていない状況でございます。

吉田委員　　そういう条件は付していないということですね。

地域健康課長　はい。

金岡委員　　新型コロナウイルスのワクチン接種の優先順位について、当初、医療従事者のほうに柔道整復師や鍼灸師が含まれておりませんでしたけれども、先般、小池都知事が、医療類似行為を行う柔道整復師、鍼灸師にも優先してワクチン接種を行うこととして、豊島区などの大規模接種会場で優先接種を始められました。富山市において、そういったことは検討されていないのでしょうか。

地域健康課長　医療従事者のワクチン接種につきましては、市のほうではなくて、県に主導していただいているところもありまして、特に富山市のほうで何か対策を取るといようなことは、今のところは考えておりません。

金岡委員　　医療従事者ではないのですけれども、医療類似行為を行うというところで、整骨院や鍼灸院のほうでは肌に直接触れる密の状態で施術されているので、検討していただけたらいいのかなと思います。

久保委員 優先接種については、各種団体から、我こそは優先されるべきだという要望が上がってきているとは思いますが、例えばその中に教員や保育士—これはやはり子どもと接する中で接触は避けられない上に、クラスターが起こりやすい環境であるということから、優先接種の対象に含むというような方向性について、検討などはあるのでしょうか。

地域健康課長 実は、教育委員会なりこども家庭部のほうで、保育士や教職員に対しての接種につきまして、今現在検討している状況でございます。このことについてはきちんとした方向性というようなものはまだはっきりとはしていないのですが、今検討しているというふうに聞いております。

久保委員 それに加えてもうひとつ、県のほうにもいろいろな各種団体から要望を言われている中で、やはり市町村の考え方も大変重要に考えているということがあって、まずは市町村からの意見の申し上げというか、そういったものも待っているというようなお話も聞きます。障害者の通所施設のお子さんたちというのは、年齢が高くなってくると、親御さんが病院に連れて行くのもなかなか困難だと。その子ども

もたちは通所でいろいろな施設を掛け持ちしていたり、週末だけデイサービスを利用されたりしているということで、非常に行動範囲が広い上に、例えばマスクなど、感染症対策を十分にできないというようなことがあります。通所施設の関係者からは、ぜひとも巡回接種をしていただけないかと、通所施設のほうまで赴いて接種をしていただければ、感染防止対策にもなり、ほかの人にうつすリスクも減るのではないかというような御要望をいただいています。

このことについてぜひ検討いただきたいのですが、どうでしょうか。

地域健康課長 優先順位の中で、医療従事者、次に高齢者、基礎疾患のある方、高齢者施設従事者等に順次接種券を送るための準備をしているのですが、けれども、この後、64歳以下、60歳以下の順に優先順位が決められている中で、低年齢のそういった方もいらっしゃるということで、今後考えていくというような一実はそういう発想も全くなかったものですから、優先順位についてはそういったことも踏まえて今後検討していくといたしますか、考えていく、そういった返事しか今のところはできない状況でございます。



久保委員

ごめんなさい。私の説明がちょっと不足していたのですが、優先順位を上げて接種券を送るということではなくて、巡回接種、要は施設に赴いてほしいということへの対応について、今は県は多分やっておられるのだと思います。

ですので、優先順位を上げるかどうかもちろん検討いただくとして、こういう状況があるので巡回接種の対象にそういった通所施設も含んでほしいということで、市としてぜひ内部協議をした上で、必要があれば富山市から県に申立てをしていただきたいという趣旨です。

所長がうなずいておられるので、所長から見解をお願いいたします。

保健所長

今ほど委員に御指摘いただいたように、県のほうで、巡回して接種を進めていくというような枠組みをつくっておられるとお聞きしております。私どももどういう対象のところに回っていただくのかということ、この後内部で検討いたしまして、私どもの意見としてこういうところも回ってほしいのだということ、これを県にお伝えして一ただ、県のほうでも数的に何か所まで回れるとか、時期のことなど、いろいろな状況があると思いますので、その

辺も検討しながら、委員御指摘のとおり、できるだけ早い時期にそういった方々にワクチン接種をしていただけるように努力したいと思っております。

久保委員

ぜひよろしく申し上げます。

あともう1点だけ、ちょっと総論的な話になるのですが、富山市は接種の速度が遅いのではないかというようなお話を市民からよく聞くのですが、他市と比べた富山市の接種速度については、実際皆さんはどう考えておられるのか見解をお伺いします。

保健所長

他市と比べるのが正しいのかどうかという面も当然あると思っております。

私どもも最初に高齢者へのワクチン接種を始めたときには、できるだけ安全に行いたいということで、かかりつけ医を中心に進めるという形で考えていました。ただ、そうは言いながら、一方では早くという御意見も当然いただいておりますし、国のほうからもある程度早い時期に終わるようにという御指示もいただいております。

そういう状況の中ですが、最初はワクチンが来るのか来ないのか、どの程度の量が来るのか、その辺がまだまだはっきりしないような

状況があったので、最初はやっぱりスタートが少しゆっくりだったということは事実だと思っております。

ただ、現段階では、我々が想定した回数を毎週打っていただけるような状況を私どもも努力して整えたという状況でございます。

この先、高齢者以外の方々のワクチン接種が順次始まっていくという状況でございます。

このままのペースで順調に進めば、国が想定していらっしゃるような期間に何とかめどが立つような状況でございます。

ただ、この先、どの時期にどういうワクチンがどういう形で来るのかということをお示しいただいておらず、その部分は少し不安材料ではございますが、医師会の先生方、それから大学病院をはじめとするいろいろな病院の先生方の御協力をいただきながら、集団接種も含めて、今後市民の方々へのワクチン接種が早い時期に完了するように、私どもも、当然のことながら努力してまいりたいと考えております。

久保委員

皆さんがもう精いっぱい、最大限の努力でされているというのは十分承知をしております。今のお話ですと、国の定めた期限内に概ね終わるめどが少しずつ立ってきたということも

分かります。

私が言いたかったのは、他市で先進的な接種の取組などがあって、早いところには理由があるわけです。自分たちは遅いのではないかと自認をすることで、早い都市はどういう取組をしているのか、その取組を富山市で取り入れられるのかという発想に変わってくるのだと思います。決して遅いのではないかという批判ではなくて、早い都市をしっかりと見極めて、そういった調査・研究をしながら今後に活かしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

保健所長

国のほうからも、早い都市というか、上手な方法でやっているような都市について、参考事例という形で常に私どもにも情報提供していただいております。

ただ、情報提供していただいた内容と同じことを本市でできるのかということがやっぱり非常に大事な要素になります。他市の先進的な取組が本市でできるのかも内部で検討して、先ほど申しましたように、市民の皆様ができるだけ早い時期にワクチン接種ができるように努力をしてまいります。

江西委員

関連で教えてください。

その後の話をしっかり確認していないので正確でないかもしれないのですが、1回目の接種予約が当初、10月にかかりつけ医で取れていますという高齢者の方がいました。今この話が進んでくる中で、行政当局もしくは医院のほうから前倒してワクチン接種をするような、日程修正の対策というのはいかがでしょうか。

保健所次長 今、各医療機関等には、6月、7月、8月の予約枠を鋭意拡大していただいております。どうしてもかかりつけ医で打たれたいという方は一そのかかりつけ医で1日に打つ本数が決まっているので、接種が例えば9月とか10月になる方もいますが、そういった方は多分かかりつけ医で打たれると思います。ただ、私どもの予約枠で6月から7月に空きがございまして、私どもの予約・相談センター等におっしゃっていただければ、乗換えといえますか、前倒しも十分可能でございますので、そういった御案内もさせていただいているところでございます。

江西委員 私が聞いたのはおばあちゃんだったのですが、自分で予約して、もうそれで話は完結しているつもりで、世の中からどういうふうに取り

残されているのか分かっていないわけです。申出というのは、接種日を何かで確認して、前倒しするように連絡を取ってくださいと医院のほうから促すだとか、行政当局から何か連絡をしているのかということをお聞きしたいわけです。

保健所次長 私どもの予約・相談センターにそういった枠がございますので、お電話いただければ、前倒しできますということをおっしゃいます。医院から直接そういうお話は行っておりません。

江西委員 ということは、私が気づけば、そういうお年寄りの方に、もう1回予約・相談センターに電話をかけて、予約を取り直したらいいですよと言わないといけないということですね。分かりました。

松井委員 今、接種券の発送については自治体の裁量で決めているという状況ですけれども、65歳以上の方については、今日時点で発送は全て終わっているのでしょうか。

保健所次長 発送済みでございます。

松井委員        それでは、次の段階である60歳から64歳の方への接種券の発送についてはどういう状況ですか。

保健所次長     高齢者施設等の従事者、基礎疾患のある方、あと、60歳から64歳の方、この方々が接種順番で言いますと3番目—医療従事者、高齢者の次の接種順番になっております。それで、先ほども申し上げましたが、高齢者施設等の従事者につきましては、昨日から少しずつですけれども発送しております。基礎疾患のある方は取りあえず5,000人ほど申請が上がってきておりますが、基礎疾患のある方と60歳から64歳の方につきましては、7月9日に発送する予定としております。

松井委員        保健所のホームページでは、12歳から59歳で基礎疾患をお持ちの方の申請受付は既に始めておられますが、要は、60歳から64歳で基礎疾患をお持ちの方の申請受付はどの時期になるのでしょうか。

保健所次長     同じ日でございます。59歳までの基礎疾患のある方、それと、60歳から64歳の全ての方—基礎疾患がある方も含まれていると思

います一全て同じ日に発送いたします。  
ですので、基礎疾患のある方は全員7月9日  
に接種券を発送ということになります。

久保委員 先ほどの江西委員の話で確認です。  
まず、例えばかかりつけ医で予約を取って  
いますと。次に、集団接種を受けようと思って、  
集団接種の会場に行かれて打たれます。そう  
したら、医院のほうには、接種をしましたと  
いうことで予約解除の連絡が本人以外からさ  
れる仕組みというのは何かあるのでしょうか。

保健所次長 予約は、予約・相談センターで行っている部  
分がございます。そこで予約対応している医  
療機関であれば、この医療機関の予約をキャン  
セルして、新たに別の場所一例えば集団接  
種などの予約を行うことが可能で、この場合、  
元の予約はキャンセルという形で医療機関に  
も伝わります。  
ただ、直接医療機関に予約している場合は、  
まずキャンセルをさせていただきますというこ  
とを医療機関におっしゃっていただいて、私ど  
もの予約・相談センター等で予約していただ  
くという流れになってまいります。

久保委員 心配なのは、予約の取消しを忘れていて、当



日医院で待っているけれども、待てど暮らせど来られないというようなこと—これはやはり周知の徹底や、その仕方ですよね。

集団接種会場において重複予約をされた方は、しっかりと従前の予約のキャンセルをしてくださいよという申入れ、喚起をまずしていただきたいことと、場合によっては、1回目は医院で受けたけれども、2回目は集団接種の会場に行って、十分な期間が空いていないとか、例えばそういうそごが出てこないようにしていただきたい。

特に情報収集するのが苦手な方は、そういったきめの細かい対応をしていただくことがワクチンの有効活用にもつながりますし、混乱を避ける、事故を防ぐことにもなると思います。いろいろなケースが考えられますから、集団接種が始まる段階でもう一度しっかりと検討、対応していただきたいというふうに思います。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。

以上で、厚生委員会福祉保健部所管分を終了いたします。

午後 0時06分 休憩

~~~~~  
午後 1時23分 再開

委員長 厚生委員会こども家庭部所管分の議案の審査を行います。
議案第149号 富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、
議案第150号 富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、
議案第153号 工事請負契約締結の件（（仮称）婦中熊野・宮川保育所移転改築主体工事）、
以上3件を一括議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

こども保育課長 〔議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第149号、議案第150号、議案第153号、以上3件を一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第149号、議案第150号、議案第153号、以上3件を一括して採決いたします。

各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案可決されました。

以上で、こども家庭部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、当委員会に付託されました

令和3年分陳情第1号 傷病等により長期欠席する児童に対する保育所の退所措置に関する陳情

を議題といたします。

陳情文書表はお手元に配付のとおりであります。

す。

まず、事務局に陳情文を朗読させます。

事務局 〔陳情文朗読〕

委員長 次に、本陳情について当局の見解を求めます。

こども保育課長 まずは、今回の陳情に至りました件につきまして、こども保育課では、これまでの運用にこだわり、画一的な対応となりました結果、傷病等により体力や感染への抵抗力が落ちているお子様が、退所を回避するためとはいえ、無理をして保育所に登所されることとなりました。

お子様とその御家族の皆様には大変な御心配や御負担、御不快な思いをおかけいたしました。誠に申し訳ありませんでした。

それでは、傷病等により長期欠席する児童に対する保育所の退所措置について説明させていただきます。

保育所は、家庭で保育のできない保護者に代わってお子様を保育する施設でございます。

このことから、長期間保育所を欠席する児童につきましては保育所での保育の必要性がないと判断し、保護者には退所届を提出いただいた上で、保育所を退所していただくことと

しております。

本市において、この取扱いにつきましては、欠席が始まった日の属する月の翌月末日までに復帰が見込めない場合には保育所を退所していただくという運用でこれまで対応してまいりました。例えば本日6月23日から欠席が始まった場合は、7月31日までに復帰が見込めない場合ということになります。

御家庭の事情により欠席の理由は様々ある中で、自己都合による長期欠席のように保育所での保育の必要性がないと判断される事案につきましては、これまでどおりの運用で対応してまいりたいと考えております。

しかしながら、今回の陳情にありますように、予期せぬ事故や疾病による入院、手術などにより児童が長期欠席される場合につきましては、児童が退所とならないよう療養中に無理して登所することになるなど、適切ではない対応にもつながりますことから、こうした事由の場合はこれまでの運用を見直したいと考えております。

まずは、これまで欠席が始まった日の属する月の翌月末日までとしておりました期間につきましては、これまでの運用も踏まえ、欠席が始まった日から概ね2か月にまずは改めたいと考えているところであり、さらなる見直

しや対応につきましては、今後、他都市の状況や取扱い等も踏まえながら、調査・研究してまいりたいと考えております。

また、保護者の方々からの御意見を真摯に受け止め、今回の事案のようなことが二度と起こらないよう、職員に対する指導につきましても徹底したところでございます。

引き続き、様々な御事情を抱える保護者の方、一人一人の気持ちに寄り添いながら、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

委員長

それでは、本陳情についての御意見、またはただいまの当局の説明に対する質疑等はありませんか。

久保委員

富山市子ども・子育て支援事業計画の中でも、全ての子どもの健やかな育ちと保護者による子育てを地域や社会全体で支えていく環境をしっかりと整えていくとしています。それ以外にも児童の権利条約の批准、児童福祉法など、いろいろな法律にのっとって、子育てをしっかりとできるようなセーフティネットの役割も果たしていくのだということがここにつづられているわけです。

残念ながら、今回の対応はとても市民に寄り添った対応ではなかったと。

実は、陳情者の方とは会派のほうでお会いさせていただいておりまして、お話を聞いたところ、大変つらい思いをしたというようなお声をいただきました。今課長が言われたように、今後改善に向けて鋭意検討するという話が当局のほうからありましたので、それについては一定の前進というか、陳情者もある意味、少し救われた部分もあるのではないかなと思っております。

ただ、1点確認をしたいのですが、そもそもこの保育の必要性については皆さんのほうで認定をされるわけですよ。認定の基準が（1）から（9）まであるわけです。就労しているとか、妊娠・出産を控えているなど、認定の基準はいろいろとある中で、法的に退所措置を講じることができるのかできないのか、まずそこについて確認をさせてください。

こども保育課長 退所を求めることについて法的な根拠はございません。

久保委員 前任の森市長も、市民の権利を制約する場合には必ず法的な根拠がなければならぬと、このことについては徹底されてきたわけです。法的な根拠がない以上、そもそも今回の説明であったり、あとは、ホームページの記載内

容についてはしっかりと改めていただいて、法的な根拠がない中で協議をしていただくということになるかと思いますが、それによろしいですね。

こども家庭部長 おっしゃるとおり、法的な根拠はございません。

一方で、全国的に見ても、いろいろな基準で運用していらっしゃいます。

あるところは1か月だったり、3か月だったり—2か月というのが結構多いパターンなのですけれども、それには意味があって、例えば新しく入所を希望される方の願いをやはり少しでもかなえてあげたいという意味も一方ではあります。

ただし、今回の事案については、やはり市がこれまでの例にとらわれ過ぎていたというのが現状でして、まず窓口でそんなことを言うのは、言語道断の話です。だから、しっかり謝るところは謝らなければいけないのですけれども、次の展開とすれば、やはりそれぞれの地域の実情に応じた柔軟な対応も当然必要になってこようかと思います。

今、久保委員もおっしゃったように、法的な根拠がない中でどういうふうに位置づけていくか、それはしっかりと今後検討してまいり

たいと考えております。

久保委員 先日の一般質問においても、従前から待機児童はいないと。要は、待っている方のために空けてくれというのは、富山市としては本来そういうことはあり得ないという前提を皆さんは公に発しておられるわけですから、もしも待っておられる方が実際にいらっしゃる状況があるのだとしたら――一般質問でも藤井市長は前向きに、気持ちは一緒だというふうに言われておりましたので、こういう事案を検討する際には、待機児童についても当局の中でもう一度しっかりと検討を重ねていただきたいと思います。これは要望です。

江西委員 今の部長の発言を聞いて安心したのですが、今回の件は判断力の誤りだと思うのですね。自己都合ではない、困っておられる方の意見をちゃんと吸い上げるために真っ当な判断ができるのかどうか。ホームページにも何も書いていないことで、内規的な運用を便宜的に定めておられたのだと思うのです。その内規が正規だというふうに、窓口の人は判断したのかもしれませんが、その判断が誤っていたということが一番の問題だと思います。

本当は、当時の課長、次長、部長がこの案件を御存じだったのか聞いてみたいところではありますが、部長が本当に安心できる回答をしてくれたので、しっかりとした判断力を持っていただきたいと思います。
質問せずに意見だけ言って終わります。

東委員

今回のこの陳情の件におきまして、新聞情報なので確かなのか分からないのですけれども、富山市ではこの慣例に基づく対象例が年に数件あると書かれておりました。
これに関する事実関係があるならば、過去2年ほどで何件ずつくらいあったのか分ければ教えてください。

こども保育課長

こういった事例に関する集計は取っていないため、事例の件数としては不明でございます。また、退所届の理由欄には「家庭の事情により」といった記載がされている場合もあり、理由欄からは判断できない状況でございます。ただし、確認できた事例といたしまして、令和2年度には1件ございました。保護者からの御相談、申出があり、見込みとして3か月以上の長期欠席となることから、こちらのほうから御説明をして、退所を促しましたところ、理解を示していただきまして、保護者か

ら退所届が提出されたという事案がございました。

また、令和元年度につきましては、同様の案件としては2件ございました。いずれも長期欠席が見込まれ、復帰できるまでのめどが立たないというような御説明がございましたので、これまでの運用の中で保育所の退所を促しましたところ、理解を示していただきまして、退所届が提出されました。

平成30年度以前におきましては、同様の事例があったのかどうか、申し訳ございませんが、現時点では不明でございます。

東委員

今、集計はしていないけれども、過去に事例はあったという説明がありました。過去にあったときには、その保護者が御納得の上で退所いただいたということなのですが、今回の事例に当てはめると、納得いただいたけれども退所する必要がなかったと判断できるのかどうなのか、そのまま退所せずに、また保育所に復帰することができたのかどうなのかということまでは分からないですか。

こども保育課長

令和2年度の1件につきましては、先ほど申し上げましたとおり、理解を示され、一旦は退所されました。その後、元気に回復されま

して、再度申込みがあり、また同じ保育所に入所していただいております。

東委員 いずれにしても、やはり市民の皆さんに大変な御迷惑をおかけしたということで、またしっかりと仕事をしていただきたいと思います。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。
次に、念のため確認いたしますが、本陳情を継続審査とするとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、引き続き審査を続けます。
これより、令和3年分陳情第1号の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、令和3年分陳情第1号を挙手により採決……。

橋本委員 ちょっとすみません。このままの陳情文書の

内容で賛成するかどうかということですか。

委員長 はい。

橋本委員 連続1か月経過しないうちにという文言は文章的に間違っているのではないですか。そういう面ではどうなのかと。

久保委員 この事案については、窓口のほうでこういう指導をされたということなのですよ。そういうことに基づいての陳情というふうに捉えているので、こういう指導が実際に今回あったことを確認します。

こども保育課長 聞き取りをしましたところ、御相談にお見えになる保護者に対して一これはこの陳情にあったケースということではなく一何とか入所を継続できないか、していただくことができないかというような視点に立って職員が検討する中で、保護者や児童のことをおもんぱかって、例えば病気から回復した後に1日から2日とか登所して、それから体調不良によってまた再度休み始めた場合には、前の欠席の期間は後には特に影響しませんといいますか、リセットといったようなことで、直ちに退所にはならないということ、市の運用の中で

起こるケースとして窓口で紹介する場合はございました。

久保委員 ですので、この陳情の内容自体は実際に運用として行われていた実態がありますので、私としては、これは事実に基づいているというふうに考えています。

こども保育課長 これまでの運用では、休み始めた日の次の月の末日ということですので、例えば6月末から休めば7月の末日ということで、おおよそ1か月ほどですが、6月の初めから休めば7月の末までおおよそ2か月あると。その陳情者がどのような期間だったのかは分かりませんが、今の運用の中ではそういった幅があるという中で、連続1か月というような表現をされたのかもしれませんが。

委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、これより、令和3年分陳情第1号を挙手により採決いたします。
本陳情は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長

挙手全員であります。

よって、本陳情は採択することに決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査を終了いたします。

次に、報告案件として提出されている報告第14号 専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）中、専決第27号を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

こども健康課長 〔議案書により説明〕

委員長

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。

次に、

新保なかよし認定こども園、大久保幼稚園・

大久保保育所の「幼保連携型認定こども園」への移行について、
教育・保育施設における食中毒の発生及び欠席等児童数について、
以上2件を一括して、順次、当局からの報告を求めます。

こども支援課長 〔新保なかよし認定こども園、大久保幼稚園・大久保保育所の「幼保連携型認定こども園」への移行について、
委員会資料により説明〕

こども保育課長 〔教育・保育施設における食中毒の発生及び欠席等児童数について、
委員会資料（追加分）により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

橋本委員 新保なかよし認定こども園についてですけれども、ゼロ歳児の受け入れは何名ぐらいですか。

こども支援課長 現時点ということですか。

橋本委員 いや、これから受け入れるではないですか。

こども支援課長 これからの受入れの定員につきましては、施設の配置と活用を考えて、今後検討してまいりたいと思っております。

橋本委員 今までゼロ歳児は受け入れていなかったということで、この地域の方々にとっては、ゼロ歳児の受入れが加速されたということであり
ます。
この後、当然民営化も視野に入れて考えておられるのですか。

こども支援課長 民営化につきましては、現在のところは全く白紙の状態でございます。

東委員 食中毒の件についてなのですけれども、委員会資料（追加分）1ページの（3）の最後のほうに、牛乳については供給体制の整った施設から提供を再開しているとあります。これは今、内田乳業の営業が止まっている状態で、他の市内の業者からの供給体制が整ったとしても、全ての対象保育施設などに牛乳が100%行き渡ることになるのかどうかお伺いします。
教育委員会とは別の話だと思うので一対象施設数は教育委員会のほうが圧倒的に多いと思うのですが一こども保育課所管分で分ければ

教えてください。

こども保育課長 牛乳の提供につきまして、6施設のうち4施設では、21日（月曜日）から提供させていただいているところでございます。

残る2つの施設のうち、1つにつきましては、本日連絡がありまして、別の業者からの供給、配送体制が整いまして、今週の25日（金曜日）から提供を再開するという報告がありました。

残る1施設につきましては、当面の間は園の判断で牛乳の提供は控えたい、お茶などで代用したいということでございます。

東委員 そうしたら、内田乳業の営業がいつまで停止なのかということとは分からないのですが、再開されるまでは、教育・保育施設のうちこども家庭部関係の施設に牛乳供給が希望どおり、100%行き渡ることはないだろうということなのでしょう。一意味は分かりますかね。

こども保育課長 分かりません。

東委員 要は、今、営業を停止していることによって行き渡らない体制になっていると。供給体制

が整った施設から供給を始めているのですが、それによって全ての保育施設に希望どおり、100%牛乳が行き渡る体制が取れるのかどうか。

こども保育課長 先ほど申しました1施設については、25日（金曜日）からということですが、今回の6施設以外では牛乳の提供を継続しておりますので、今回につきましては、全てで供給が再開されて、提供されているものと考えております。

東委員 残る1施設はお茶で代用ということでしたが、再開はどうなのでしょう。

こども保育課長 申し訳ございません。1施設につきましては、その園の判断で当面の間は牛乳の提供を控えるということです。あちらのほうで再開したいという思いは持っていらっしゃるということで、その施設の判断に委ねたいとこちらは考えているところでございます。

東委員 以上です。ありがとうございます。

こども家庭部長 今回の点に補足させていただきますと、牛乳を再提供するに当たって、私も当初判断に迷い

ました。

今回に関しては、保健所のほうで早く対応されて—これはたまたまみんな同じものだったという偶然もあったのでしようが一早く発表することができた。私とすれば、提供体制が整うのであれば—気持ち的に考えれば、ちょっと牛乳は気持ち悪いなという親御さんもいらっしゃるかもしれないのですけれども—まずは牛乳の提供体制をちゃんと元に戻すようにという指示を出しました。それは、やっぱり買い控えが起きたり、変な風評被害が起きたら、我々とすれば心外ですから、戻すところはぜひ早めに戻してくれということで、牛乳の提供には努めてきたところです。

学校に関しては、私が話す内容ではないですけれども、非常に数が多いので、やっぱり提供体制を戻すにはまだ時間がかかるのかなとは思いますが、それは順次、元に戻っていくのだろうなと思っております。

本当に安全な牛乳を提供していただいている皆さんにとっては、やっぱり今回、ある意味身が引き締まるといいますか、改めて安全を徹底しなければいけないということで、保健所も一生懸命指導しておりますので、我々とすれば、もう安全だという前提で供給を続けていきたいと思っております。

- 金岡委員 食中毒が教育・保育施設において今回発生しましたけれども、検食はしっかりなされていたのでしょうか。
- こども保育課長 必ず検食をすることになっておりますので、いずれの施設でも検食をしておりました。
- 金岡委員 その検食の際に、味に違和感があったとか、そういったものは何か感じなかったのですか。
- こども保育課長 異常があったというような報告は上がってきておりません。
- 金岡委員 検食というのは、実際に食事をする検食もあれば、その食事内容を全部保存しておいて、それで原因を追及するというものもあると思います。先ほど部長も言われたのですけれども、今回は原因がまだはっきりと分かっていないというところで、その検食から原因は何も分からなかったのでしょうか。
- こども保育課長 原因究明につきましては、保健所の担当になりますが、保育施設とすれば、まずは児童に提供する前にその責任者である施設長が検食をするということになっております。その段階で異常があれば提供を中止しますが、今回

の事案に関しては、そういった異常は認められなかったという状況でございます。

金岡委員　今回は味に違和感がなかったということで、仕方ないのかもしれませんが、やっぱりこれから子どもたちが安心して給食を食べられるように、検食体制というものもしっかり考えていただければいいのかなと思います。

委員長　ほかにないようですので、この程度にとどめます。
次に、こども家庭部所管部分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

吉田委員　一般質問で子ども会の問題を取り上げたのですが、今年度、特に子ども会の拡充について、具体的に考えていらっしゃることや前進させたいことをこの場で報告いただければ。

こども支援課長　令和3年度での拡充ということなのですが、まず、拡充するに当たっては、やはり指導員さんのマンパワーというものが不可欠かと考えております。
これは毎年行っているのですが、指導員さんの確保に向けては、広報等での募集や、教員や保育所のOBの方々等にもいろいろな

席で募集をしたいと考えております。拡充に当たっては、やはり今は、指導員さんの確保という形で進めてまいりたいと考えております。

吉田委員 一般的な努力はずっとやってこられたことですね。

こども支援課長 はい。

吉田委員 今年はこことここは特に何とかしたいという展望のようなものはないのですか。

こども支援課長 ここといった具体的なものについては考えていないといえますか、例えば時間を延ばすとか、先ほど言いました指導員さんの確保というのは、各地域の運営協議会のほうで決めさせていただく形になります。それに対して、こちらのほうは御協力といえますか、相談があったときに力になるという形で協力させていただいております。

こども家庭部長 補足させていただきますと、具体的に今回はここというものはないのですが、在校児童数などの人数は当然把握しております。現在子ども会に登録されている人数、実利用者の人

数、加えて、ほかの子ども会や放課後児童クラブもありますので、そちらの登録者数、あるいは利用者の年代といったものは一応全て把握しております。

その中で、当然、ここは厳しいなと、もう本当に面積的にも非常に狭いところもあるのだなということも十分認識しておりますので、そこはできるところから一今、こども支援課長のほうから申し上げたように、指導員の手配がつく、あるいは人数をうまく一民間の皆さんといいますか、他の子ども会などに移っていただけるような流れも含めて、ピンポイントにはなかなかできないのですけれども、全体としてそういう目を見て、やれるところからしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

久保委員

今年度から部長が新しく着任されて、私は大変期待しているわけです。

その中で、先ほども何件か謝罪されるようなことがありました。皆さんが務めておられる職務の内容というのは一基礎自治体はこの部局もそういう側面があるのですが一たくさん成功事例があっても、失敗事例が1つあると大変批判される立場で苦しいのだろうなと。そういった意味では、部長としては、部下な

どが日々、日常の中で平常でいられることをぜひ強く評価して、業務に邁進できるようにしていただきたいなと思います。実際に子ども家庭部の部長に就かれて、部長の目から見た、そういった取組に対しての思いというものを聞かせていただけますでしょうか。

子ども家庭部長 ありがとうございます。

私自身、合併前も含めてこういった部署に来るのは実は初めてでございます。ほぼ建設ですとか、まちづくりのほうをメインでやっておりました。ある意味、今回の人事については一直接お聞きしてはいないですが一全くもって新しい目を見て、今の子どもの支援の在り方ですとか、まさに先ほど問題になりました過去の例にとらわれ過ぎていたところなど、直すべきところはすっぱり直していく必要があるのだろうと思います。また、窓口というのはやっぱり一番大事な場所だと思います。

私から見て、本当に職員は十分一生懸命やっていますが、委員おっしゃったように、たった1つの過ちでも市全体としてのダメージは大きいです。ただし、あまり萎縮するようなことがあってはいけないので、どんどんやれるところはもう思い切りやってほしいという

ふうに言っていますし、常日頃言っているのは、とにかく連絡体制のことです。とにかく風通しのいい職場にしようということで、もう春先からそれをモットーにやらせていただいております。

なるべく早く成果を出したいと思っておりますが、また何とぞ御容赦よろしく申し上げます。

久保委員 部長に就任されてすぐにお話をさせていただいたときに、いまだに紙ベースの仕事が多いと。藤井市長は、デジタル化、IT化、いろいろな形でシステムを入れることによって職員の負担を減らしていこうではないかということ公約の中に入れていたと思います。次長も今回新しく着任されていますので、部長と次長の目から見て、ぜひとも、こども家庭部の中の業務も積極的に業務改善を一機械が入ることでミスが減ることもあると思いますので、その点についても今後の意気込みというか、部長の目から見ての考えを少しお聞かせください。

こども家庭部長 おっしゃるとおりで、春先に久保委員とお話をさせていただきましたが、私の第一印象は、やはりまずそこが問題だなと思ったのです。

どうしてもふだんの業務で忙しく、しかも、役人の定めですけれども、2年か3年に一度は職場が替わっていくという中で、自分の今の仕事に携わる期間が2年か3年一長い人で5年という場合はありますけれども一そのサイクルの中で置き去りになっていった部分がきつとあるのだろうなと思いますし、それはやっぱり、よくこんなことを手でやっていたなと思うようなものはすぐに見えました。まずはそういったところから着手して、業務全体の流れをよくしていきたい。

まさに藤井市長の言われるように、ふだんからスピード感を持ってやるというときには、やはりそういったベースがないとできませんので、ぜひそういったところは改革していきたいなと思っております。

委員長

ほかにないようですので、この程度にとどめます。

以上で、厚生委員会こども家庭部所管分を終了いたします。

午後 2時16分 休憩

~~~~~

午後 2時50分 再開

委員長 厚生委員会市民生活部所管分の議案の審査を行います。

議案第151号 富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第154号 工事請負契約締結の件（（仮称）水橋会館新築主体工事）、

以上2件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

市民課長 〔議案第151号について、  
議案説明資料により説明〕

市民生活相談課長 〔議案第154号について、  
議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第151号、議案第154号、以上2件を一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第151号、議案第154号、  
以上2件を一括して採決いたします。

各案件は、原案のとおり決することに御異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案可決されました。

以上で、市民生活部所管分の議案の審査を終  
了いたします。

次に、報告案件として提出されている

報告第14号 専決処分報告の件（損害賠償  
請求に係る和解の件）中、専決第30号、

報告第31号 経営状況報告の件（公益財団  
法人富山市体育協会）、

以上2件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

婦中行政サービス  
センター所長

〔報告第14号について、  
議案書により説明〕

スポーツ健康課長

〔報告第31号について、

議案書により説明]

- 委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。
- 柞山委員 ちょっと聞き漏らした気がするのですが、富山市民プールが指定管理から外れたということなのですか。
- スポーツ健康課長 令和3年度から外れます。
- 柞山委員 なぜですか。
- スポーツ健康課長 公募ですので、別の事業者が落札したということでございます。
- 柞山委員 管轄が違うかもしれませんが、富山市八尾B & G海洋センタープールもそうなのですか。
- スポーツ健康課長 そのとおりです。
- 久保委員 確認ですが、富山市総合体育館の指定管理の費用は幾らぐらいになっているのですか。
- スポーツ健康課長 富山市総合体育館の指定管理料プラス補助金など、いろいろ含めたものの細かい数字は把

握できておりませんので、後の御報告でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長

ほかにはないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。

次に、市民生活部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

久保委員

今、富山市総合体育館の指定管理料をお伺いした1つの理由は、新聞でも報道されましたが、富山市議会の超党派でプロスポーツの振興議連というものをつくりました。その中で、やはり富山市体育協会にとっては、この富山市総合体育館の管理運営というのは事業の大きな肝なのだろうとっております。

一方で、今後多角的にアリーナの検討をする際に、市の体育協会が今、富山市総合体育館に事務所を置いて活動されていると。県の多目的武道館ができると、今、県の武道館は富山市体育協会が指定管理を受けて運営しているということですが、多目的になると事務所もそれなりに広いものが多分できて、事務所

機能の移転自体が可能、もしくは移転すべきとか、いろいろな可能性の検討ができるのだろうなと思っています。

そこで、やはり多角的なところからのいろいろな検討や、富山市から積極的に県の武道館に対して、今後管理をどうしていくのかとか、管理をする場合に、事務所の大きさのことや、いろいろなものに対して、いろいろな可能性も踏まえて、市と県の間で協議を重ねていただきたいというふうに思っています。これは富山グラウジーズに限らずですけども、県の武道館の管理であるとか役割分担は市の総合体育館とも近いところがありますので、改めてその点について、積極的に市から働きかけるような取組をしていただきたいと思います。部長から御意見をいただけないでしょうか。

市民生活部長 今ほどのお話ですと、例えば市の体育協会が事務所を構えている、あるいは今、体育協会が武道館の管理業務を請け負っているということ等々を踏まえ、その選択肢としてはいろいろなものが考えられるのだろうということは、今の委員のお話の中にあっただけなところだと思っています。

実際問題として、まず、体育協会が今後どう



なっていくのかということにつきましては、まだ市全体での方向性としては確固たるものがあるわけではないのですが、先ほど柞山委員のお話にもありましたとおり、今後は施設管理とくっついたものといえますか、延長線上で施設管理があるということだけではないのだろうという発想であります。

ですから、いわゆる管理委託でありますとか、指定管理といったような過去の経緯を経た中で、これまで体育協会では、スポーツのソフトの部分と併せてハードの部分も管理していただくことがスポーツ振興にとって効率的であるだろうという発想の中でやってきたところでありますけれども、市全体としますと、施設管理は施設管理、スポーツ振興はスポーツ振興というような1つの流れもあり一スポーツ振興だけに限らないのですが、事業は事業という考え方があるという中で、今後、体育協会に対してはどのような形でやっていくのかということについて、一つ一つ洗い出して、議論をしていかなければいけないだろうと思っております。

その中で、県の武道館につきましては、昨年、一昨年でしたか、一定程度の方向性が出たという中で、今はまだ一その辺については一度見直しをされるということも少し仄聞をして

いる状態でございます。

それで、市のスタンスといたしましては、これまでも申し上げましたとおり、市内に武道館が出来上がるということに関しては大変ありがたいなという思いではおりますが、その立地等につきましては、委員の御指摘のとおり、いろいろなものが重複してくるような部分があるということも想定されるだろうとは思っております。

その辺につきまして、市のほうで主導して積極的に議論をしていくのかということについてはなかなかそういうスタンスには……。そもそもは造られる県のほうで、市のほうの立場—こうした場でも議論があるということもしっかりと把握いただいて、適正な形での施設整備をしていただきたいということが市のスタンスです。

久保委員

市のスタンスはよく分かります。

昨日の県議会の中で、これは新型コロナウイルス感染症に対してなのですが、県と市町村とのコミュニケーションがまだまだ不足しているのではないかということが取り上げられていました。このコミュニケーションというのは、県が決めるのを待っているとか、県から声がかかるのを待っているということだけ

ではなくて、やはり市からも、いろいろな事務レベルの連絡も含めて、積極的に市としての要望や思い、現状を伝えていくというような姿勢はしっかりと持って行っていただければありがたいなと思います。これは私からの要望ですので、どうか御配慮いただきたいと思います。

江西委員      バスケットボールの3×3のコートができたのを横目で見ているのですけれども、バスケットボールをやっているところを見たことがありません。  
あの施設の稼働率というのはどのようなものなのでしょうか。

スポーツ健康課長      本年4月からの分になりますが、4月で利用者数が304人、5月で356人という状況であります。

委員長      ほかにないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、厚生委員会市民生活部所管分を終了いたします。  
これで、6月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。  
委員各位に御相談申し上げます。

委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。  
これをもって、令和3年6月定例会の厚生委員会を閉会いたします。

令和3年6月定例会  
厚生委員会記録署名

委員長 成田光雄

署名委員 金岡貴裕

署名委員 藤田克樹